

## 第2次東御市一般廃棄物処理基本計画【令和7年度改定版】(概要版) ～自然との調和を目指す循環型都市 とうみ～

### 計画みなおしの趣旨

本市は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定に基づき、平成18年3月に第1次東御市一般廃棄物処理基本計画を策定、平成28年3月に、第1次計画の計画期間の満了に伴い現在の第2次計画(計画期間：平成28年度～令和12年度)を策定し、ごみの減量及び3Rを推進してきました。

第2次計画は、概ね5年毎に改定をすることとしており、改定年度にあたる令和7年度に見直しを行い【令和7年度改定版】(計画期間：令和7年度～令和12年度)を策定しました。

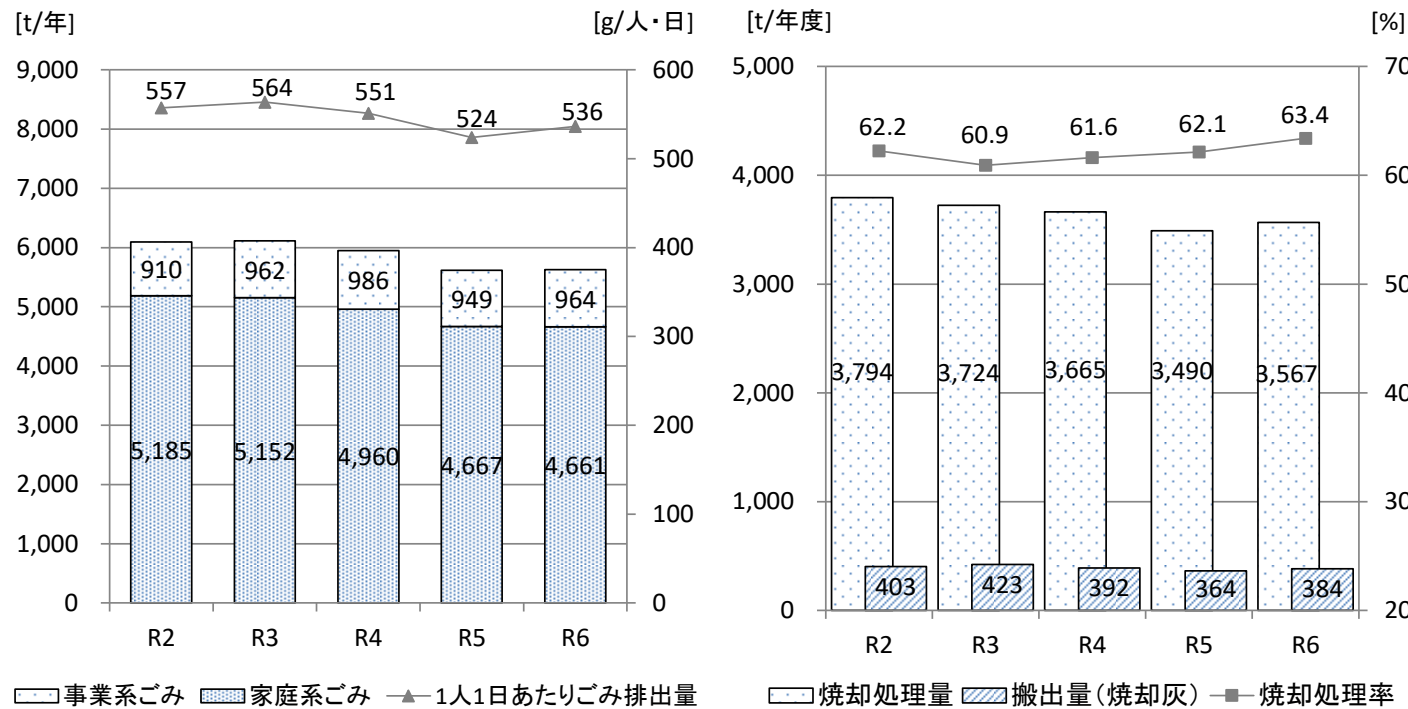
本計画は、本市内で発生する全ての一般廃棄物を対象としており、目標年度を令和12年度と定めています。今後、生ごみリサイクルシステム及び資源循環型施設整備等の推進を通じて、更なるごみ減量及び3Rの推進に取り組み、「自然との調和を目指す循環型都市 とうみ」の実現を目指します。

### ごみ処理の現状・課題

#### ごみ処理の現状：本市内で排出されるごみ量及びその処理量

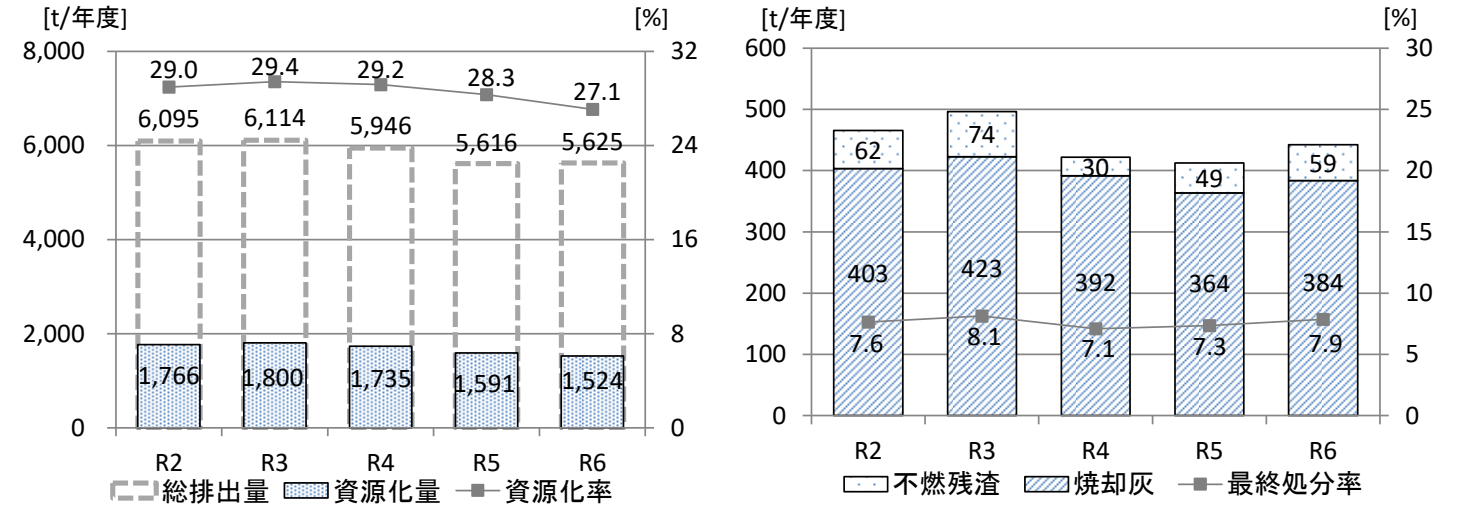
**ごみ総排出量、1人1日あたりごみ排出量：減少傾向**  
 <令和6年度>  
 ごみ総排出量：5,625t/年  
 家庭系ごみ：4,661t/年、事業系ごみ：964t/年  
 1人1日あたりごみ排出量：536g/人・日

**焼却処理量：減少傾向、焼却処理率：横ばい**  
 <令和6年度>  
 焼却処理量：3,567t/年  
 家庭系ごみ：2,776t、事業系ごみ：791t  
 焼却処理率：63.4%、焼却灰量：384t



**資源化量：減少傾向 資源化率：減少傾向**  
 <令和6年度>  
 資源化量：1,524t/年、資源化率：27.1%

**最終処分量：減少傾向、最終処分率：横ばい**  
 <令和6年度>  
 最終処分量：442t/年、最終処分率：7.9%



**ごみの性状**  
 <令和6年度>  
 紙・布類：63%、厨芥類：21%  
 不燃物類：7%、  
 ビニール・合成樹脂・ゴム類：5%  
 木・竹類：4%

**ごみ処理に関わる温室効果ガス排出量：増加傾向**  
 <令和6年度>  
 温室効果ガス年間排出量：1,307t-CO<sub>2</sub>/年  
 ごみ1tあたりの温室効果ガス排出量：232kg-CO<sub>2</sub>/ごみt  
 1人1日あたり温室効果ガス排出量：125g-CO<sub>2</sub>/人・日

#### ごみ処理の課題：本市のごみ排出及び処理の現状に関する課題点

##### ごみの排出

- 総排出量及び1人1日あたりごみ排出量は減少傾向で推移しています。
- 1人1日あたりごみ排出量は全国や長野県下、近隣自治体と比べて少なく、この水準を維持するため、ごみ減量化を推進する施策を継続していく必要があります。

##### ごみの分別と資源化

- 資源化率は、紙类等資源物の減少により令和2年度以降減少傾向にあります。
- もやせるごみの量は生ごみ分別収集の開始により大幅な減少傾向で推移していますが、今後も、もやせるごみから生ごみを分別し協力を上げるとともに、資源化可能な紙類等の分別の徹底に努める必要があります。

##### 最終処分

- 最終処分量は減少傾向ですが、最終処分場の延命化のため、埋め立てられる焼却灰や不燃残渣を抑える取り組みが求められます。

##### 処理経費

- ごみ処理経費は積極的な生ごみの資源化等により、全国や長野県下、近隣市町村と比較して高い傾向にあります。
- 各ごみ処理施設の老朽化に伴い、修繕費等が増加しており、施設の更新等を含めた今後の対応を検討する必要があります。

##### 広域化

- 上田地域広域連合による総合クリーンセンター(資源循環型施設)が令和13年度に整備されるまでは安定的なごみ処理を継続していく必要があります。
- 総合クリーンセンターの稼働に向け、ごみの搬入方法や、ごみの出し方等の検討を行うとともに、東部クリーンセンター跡地の利用についても検討を進める必要があります。

## 基本理念・基本方針

本計画では、基本理念及び基本方針を以下のとおり定め、ごみ問題に取り組んでいきます。

『自然との調和を目指す循環型都市とうみ』

### 基本方針1：ごみの排出抑制と3Rの推進による循環システムの構築

- 3R（リデュース・リユース・リサイクル）の推進
  - ・ プラスチック削減運動などのキャンペーンの実施
  - ・ 食品ロスの削減
  - ・ 生きびん（リターナブルびん）の使用拡大
  - ・ マイバッグ・マイボトルの利用促進
  - ・ 生ごみの堆肥化推進
  - ・ 剪定木等、草木類の資源化の推進
  - ・ リサイクル事業者同士の連携強化
- 環境教育等、普及啓発活動の実施及び支援
  - ・ ごみ減量アドバイザーの養成・支援
  - ・ ごみ減量化・資源化に関する市民の取り組み推進及び支援
  - ・ ごみ減量化・資源化に関する啓発活動の充実
  - ・ 地域に根ざした減量化・資源化運動の推進
  - ・ 学校教育や出前講座を通じたごみ問題に関する啓蒙の充実
  - ・ ごみの減量化・資源化へ向けた事業者の取り組みへの支援

### 基本方針2：効率的かつ適正なごみ処理体制の構築

- ごみの収集・運搬
  - ・ 小売店などによる資源回収の充実
  - ・ 分別収集に関する意見交換会の実施
  - ・ 事業者による分別の徹底推進
- ごみ処理施設の整備
  - ・ 中間処理施設の整備の推進
  - ・ 最終処分場の延命化と整備
- 不法投棄対策
  - ・ 普及啓発、パトロールの実施
  - ・ 不法投棄者への厳正対処
  - ・ 不法投棄防止対策設備の設置

## 重点施策

基本理念の実現へ向け、本計画期間中に実施を予定している施策のうち、特に以下の施策を重点施策と位置付け、取り組みを継続していきます。

堆肥化推進  
生ごみの

まだまだ分別可能な生ごみがあることから、市民等への啓発を行い、協力率向上させ、今後もごみの減量化・3R推進のため、生ごみのリサイクルを推進していきます。  
◇ 講習会の開催により、ダンボール式生ごみ堆肥化を市民・事業者へ普及させる。  
◇ 生ごみリサイクル施設整備運営事業による堆肥化施設の適正な運転管理を行い、生ごみリサイクルシステムによる資源循環の継続を図る。

削減  
食品ロスの

棚の手前の商品から選ぶ「てまえどり」の行動や、冷蔵庫の中の整理と消費期限等の確認、計画的な食材の購入と使い切りなど、日常生活の中でできる工夫について啓発を行います。  
長野県の取組みとも同調し、宴会での食べ残しを減らす「30・10運動」の実践や未利用食品のフードバンクへの寄付等を促すとともに、消費者庁の「食品ロス削減推進サポーター」制度の活用を推進していきます。

ごみ減量アドバイザーの養成・支援

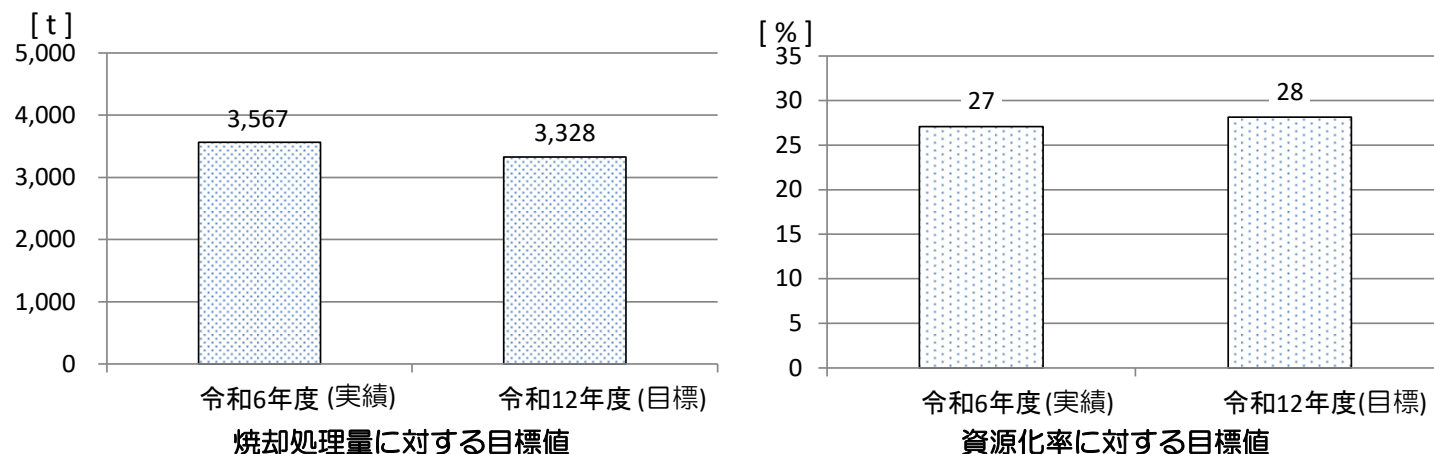
今後もアドバイザーの活動をとおして、市民のごみ減量・資源化に対する理解向上を図っていくため、より多くのアドバイザー養成や講座内容の充実に取り組んでいきます。  
◇ ごみ減量アドバイザーの養成に取り組む。  
◇ ごみ減量アドバイザー養成講座の内容見直しや充実を図る。  
◇ ごみ減量アドバイザーの活動を東御市ごみ減量3R推進委員会をとおして、支援していく。  
◇ ごみ減量アドバイザーと連携し、ごみの減量・資源化に係る新施策の立案等を行う。

中間処理施設の整備の推進

焼却施設は、上田地域広域連合で令和13年度の統合クリーンセンター（資源循環型施設）稼働を目指し計画を進めていますが、不燃ごみ処理については、市単独での処理となることから、整備方針等については、これからの検討課題となります。  
◇ 統合クリーンセンター（資源循環型施設）の稼働までの間、東部クリーンセンターは延命化を図りつつ、ごみの焼却事業を進めていく。  
◇ 不燃ごみ処理については、東部クリーンセンターの跡地利用も含め、整備方針等の検討を進める。

## 目標値

焼却処理量及び資源化率に目標値を定め、ごみの減量及び資源化に取り組んでいきます。



令和12年度の目標値

焼却処理量：3,328 t、資源化率：28%以上に増加

## 生活排水処理の現状と今後

生活排水処理の今後：基本理念・方針及び処理目標

基本理念

効率的な維持管理や経営基盤の安定・強化、処理施設の統廃合や汚泥の集約化を実施し、長期的に持続可能な生活排水処理施設を実現

基本方針

1. 用途地域、農業振興区域の農業集落において、下水道事業等による水洗化を促進
2. 集落形態でない地域において、合併処理浄化槽の設置促進と適正な維持管理の徹底を推進
3. 下水道、浄化槽汚泥、し尿処理施設における汚泥について、有効利用を促進
4. 汚濁負荷の軽減へ向け、市民に対する広報・啓発活動を積極的に実施

【今後の処理目標】

項目	年度	現状 (令和6年度)	最終指標 (令和12年度)
生活排水処理の目標		95.68%	98.2%